

納税相談開催のお知らせ!

平成二十年二月十八日(月)～三月三日(月)まで

平成二十年二月十八日(月)から三月十七日(月)の期間、平成十九年分の所得税確定申告が始まるのに併せて、平成二十年度住民税・国民健康保険税の申告受付が始まります。役場では、左のページ「納税相談日程表」のとおり、二月十八日(月)から三月三日(月)まで、役場二階の会場におきまして、納税相談を行います。申告が必要な方は、印鑑と必要書類を御準備いただき、会場へお越しください。申告されなかったり、必要な事項が記入されていない場合は、所得の証明や各種控除が受けられず不利益となりますので正しく申告をしてください。

申告は、皆様の所得に対する税金を正しく計算するだけでなく、各種届出、保険や保障等を受ける際、必要となる所得証明のための大切な手続です!

確定申告について

確定申告については、国税庁ホ

《申告が必要な方》

確定申告(所得税)

- 事業所得(商業、工業、農業林業等からの所得)や不動産所得(地代、家賃)などがある方で、1年間の所得金額の合計額が、所得控除合計額を超え、かつ、住宅取得控除などの税額控除を超える方。
- 土地、建物などを譲渡した方
- 給与収入が年間2,000万円を超える方。
- 給与以外の所得が20万円を超える方。
- 給与を2箇所以上から受けている方など。

住民税(村県民税)

- 平成20年1月1日現在、西粟倉村に居住されていた方。ただし、次の方は申告の必要がありません。
 - ◎所得税の確定申告書を提出された方。
 - ◎給与所得だけの方で、勤務先から役場へ源泉徴収票が提出されている方。
 - ◎所得のない配偶者、未成年者等の被扶養者。
- ※平成19年中に収入がなかった方でも、国民健康保険税加入者の方や年金の免除申請など、各種証明が必要な方は、必ず申告してください。
- 平成18年度末までに入居し、所得税の住宅取得控除を受けられている方で、所得税から控除しきれない額が有る場合は、申告により、平成20年度住民税から控除することができます。
- ※申告が無い場合は控除されません。
- 平成19年中の所得が前年にくらべて著しく下がり、所得税がかからなくなった場合は、住民税申告をしてください。その結果、税源移譲時の年度間の所得変動に係る経過措置に該当する場合は、平成20年7月に還付申告書を提出することで平成19年度住民税が一部還付されます。

ホームページから申告書が作成できたり、申告用紙や書き方、税金についての質問コーナーなど分りやすく参考になりますので、御活用ください。また、今回の申告から、国税の電子申告システム「e-Tax(イータックス)」を利用して申告した場合、最高五千円の税額控除が受けられるなど、利点も多いので、自宅でインターネット

トができる方は、御利用ください。ただし、事前申込みと、公的個人認証が必要なものでお早めにお申し込みください。詳しくは津山税務署までお問い合わせください。

税務署では、確定申告の自書申告を推進しています。申告書は、自分で書きましょう!

【お問い合わせ先】

■所得税・消費税・贈与税等の国税について■
◎津山市田町67(午前9時～午後5時まで)
津山税務署(0868)22-3147代表

◎国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp/>
◎e-Taxホームページ
<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

■住民税について■
役場総務企画課 79-2111

■国民健康保険税について■
役場保健福祉課 79-7100

平成19年分所得税・平成20年度住民税納税相談日程表

会場：役場 2 階小会議室	
午前 8 時 4 5 分～午後 4 時	
2 月 1 8 日(月)	別府
1 9 日(火)	引谷
2 0 日(水)	中土居
2 1 日(木)	下土居
2 2 日(金)	筏津・知社
2 5 日(月)	影石
2 6 日(火)	塩谷
2 7 日(水)	猪之部・谷口
2 8 日(木)	大茅
2 9 日(金)	坂根・村宮住宅
3 月 3 日(月)	期間中申告できなかった方

※お願い◇申告受付当日は、大変混み合いますので、できるだけ地区割り当ての日にお越しくださいますようご協力お願い致します。

■■申告に必要なもの■■

- ☆ 税務署から申告書が届いている方は、必ずその申告書を持参してください。
 - ☆ 印鑑。
 - ☆ 給与所得者及び公的年金受給者の方は、源泉徴収票《本人交付用》
 - ☆ 農業所得申告される方は、収支計算書(帳簿)。
 - ☆ 医療費控除を受けられる方は、支払った医療費の領収書・明細書と、健康保険・生命保険などで補てんされる金額が判る明細書。
 - ☆ 国民年金保険料、生命・地震保険控除等の控除を受けられる方は、支払い保険料の証明書。
 - ☆ 住宅取得控除を受けられる方は、登記簿謄本・請負(売買)契約書・住宅取得にかかる借入金の年末残高証明書・住民票の写しなど。
 - ☆ 山林所得・土地、建物等の譲渡所得のある方は、売買契約書または明細書。
 - ☆ 税金の口座振替及び還付を受けられる方は、振込先がわかるもの(預金通帳等)。
- ※ この他にもそれぞれの事例毎に必要な書類があります。早めに津山税務署もしくは、役場総務企画課までご相談ください。

●●平成20年度住民税の主な税政改正点●●

◆老年者非課税措置廃止の経過措置がなくなります。

前年の所得が125万円以下の老年者(65歳以上)に対する住民税非課税措置が、平成18年度から廃止されたことに伴い、平成17年1月1日時点で65歳以上であった方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)について、急激な税負担を軽減する経過措置として平成18年度から3年間で段階的に課税されていましたが、平成20年度にはこの経過措置がなくなります。

平成17年度以前・・・合計所得金額125万円以下の方・・・非課税

平成18年度・・・老年者非課税措置の廃止

経過措置として税額の2/3を減税・・・課税は3分の1

平成19年度・・・経過措置として税額の1/3を減税・・・課税は3分の2

★平成20年度・・・経過措置の廃止・・・・・・・・・・全額課税

◆地震保険料控除が設立されました。

損害保険料控除が廃止され、新たに地震保険料控除が出来ました。詳しくは、広報1月号をご覧ください。

◆平成19年からの税源移譲に係る住民税減額措置があります。

平成19年からの税源移譲で、所得税の住宅ローン控除が引ききれない方や所得税率の変更による税負担の軽減が受けられない方について、申告により、住民税の減額措置を受けることが出来ます。詳しくは、広報12月号をご覧ください。